

氏名(本籍) ^の野 ^{ぐち}口 ^{たけ}武 ^{のり}徳 (東京都)

学位の種類 文 学 博 士

学位記番号 博 乙 第 53 号

学位授与年月日 昭和56年 2 月 28 日

学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

審査研究科 歴史・人類学研究科

学位論文題目 我が国海上移動漁民の社会人類学的研究—その陸地定着・分村設立過程—

主査 筑波大学教授 文学博士 直 江 廣 治

副査 筑波大学教授 理学博士 川 喜 田 二 郎

副査 筑波大学教授 文学博士 綾 部 恒 雄

論 文 の 要 旨

長崎県家船漁民と沖縄県糸満漁民とは、生活の基盤を海上に置き、移動性を生活の基軸としてきたが、外部からの社会的要因および内部からの変化によって、しだいに各地に分村を設立し、陸地に定着してゆくことになった。本論文は、このような家船と糸満の漁民をつなぐ大きな共通点、彼等の分村設立・陸地定着の過程の比較研究を意図したもので、綿密な実態調査に基づき、400字詰原稿用紙 614 枚より成る論文をなしている。

筆者はまず序説および第 1 章において、海上移動漁民の概念を検討し、家船・糸満漁民研究史を詳細に回顧することによって、筆者自身の問題関心を提出し、研究のための資料と方法について述べている。第 2 章および第 3 章では、長崎県家船の陸上定着先の一つである西彼杵郡崎戸町中戸部落(昭和 30 年で 27 戸、30 世帯、166 人のうち、24 戸、27 世帯、147 人が家船)の長期にわたる住み込み調査の成果が述べられている。中戸部落の家船集団の社会関係や経済関係、また非家船系住民との関係などについて詳しい分析がなされている。中戸家船の現在地への定着は大正 10—昭和 5 年にかけてなされているが、海上移動の段階では漁獲した品物を、行った先々の泊る部落あるいは奥の部落まで女が頭にかたげ、主食や副食類と交換するという交渉形態が行われた。1 艘について 2・3 軒から 4・5 軒の得意先を持ち、中でも特に親しいものをイトコ(親類)と呼ぶ風があったという。過去における家船は陸上民とは異質の生活原理を有し、少数者集団であるがために特異視され、本人たちも自分たちだけの生活圏と社会関係を構成していた。そのため目立った緊張も表面化しなかったが、学校への就学、陸地定着による地元民との接触の増加、漁協への参加など、その

生活が一般人の目に触れるようになって、差別の問題が生じてきた。差別の存在を確かめる方法として、二つの集団の間に通婚関係が有るか無いかを見るのが最も適切であるが、両者の間には全くそれがなかった。家船に対する差別の意識は、陸上民の間に固定観念として現在に至るまで根強く引き継がれている。

第4章では糸満婦人の経済生活が論じられている。糸満人の分村設立の過程を調べてゆくと、そこに糸満婦人の関与がきわめて大きいことに気付くからという。移住定着という不安定な状況を、より安定した状況へと転換していった背景の一つを、糸満婦人の行商と私財の蓄積を中心とした経済活動に求めている。第5・6章は、糸満漁民の成長過程を論じたものである。糸満人が他所へ移住し、その地に適応してゆく過程は、家船漁民と較べてきわめて安定性に富んでいるという事実から、その理由の一つを彼等のパーソナリティに求め、糸満漁民の性格形成の核を形づくる幼・少年期から青年前期に到る生活史の克明な記述を試みている。第7章は、航海安全守護の信仰を扱ったもので、糸満漁民が琉球弧の各地はもとより、遠く南方諸地域からも南米など海外にまで分村を作り定着していった行為を支えたものとして、航海安全の信仰特に兄弟を護る姉妹というオナリ神信仰を指摘している。第8章は、漂泊漁民と国家の関係を論じたもので、家船の場合は中央集権の統一国家の体制の中で、住居不定の流民を放置することを許さず、法の権威の下に組み込まれていった。一方では、陸上の人々との生活の格差が急速に進み、家船の側にとり残されたくないという焦燥感など心理的側面のあったことも見逃せない。その結果として家船は生活構造を根本から変えさせられ、しかも定着によって家船の人々に対する差別が顕在化したと指摘する。このような国家支配の影響は糸満漁民にも及んだが、国境や人種の違いなどをあまり意識しない糸満漁民の心の構造までは国家も支配できなかった。糸満漁民は東南アジアの各地まで移住定着して、現地に適応していった点を指摘している。

第9章は海上移動漁民の陸地定着過程を総括したもので、家船の場合は社会的差別が強く残ったが、糸満の場合は差別は一時的なものであり、糸満の社会構造の変化に伴い差別は全く解消してしまった。そして家船文化も糸満文化も、その伝統的な姿は今日では崩壊してしまったが、後者の崩壊が発展的崩壊と言えるのに対し、家船の場合は収縮的崩壊と言うほかはない、と結論づけている。

審 査 の 要 旨

家船集落の生活実態に触れた報告書は、従来ほとんど出ていない。それは家船集落が社会的差別を強く受け続けてきたがために、直接接触しての調査が極めて困難であったからである。筆者は長崎県中戸の家船集落に長期にわたって住み込み、深い愛情をもって家船の人々とつきあうという方法を取り、生活実態の解明に大きな成果をあげている。生活の基盤を水上に置いた集団が、陸地に定着することによって如何なる社会的・文化的変化を起すか、さらにその過程において惹起するトラブルや不適応現象についての筆者の指摘は貴重である。また家船が持つ「海上移動民文化」は、

日本人の大半を占める「定着農耕民文化」に比してマイノリティの文化であり、そこに社会的差別観が発生する基盤があったとする指摘も説得力を持っている。

糸満漁民がその分村設立に際して、スムーズな定着過程をとった理由として、筆者は糸満婦人の経済活動と糸満漁民のパーソナリティを強調している。そのため糸満婦人の行商と私財の蓄積に関する詳細な分析、さらに糸満漁民の幼少年期から青年前期に到る成長過程の克明な記述など、筆者による事象の分析・意味づけは周到巧妙であり、その力量は高く評価される。しかし家船文化を糸満文化と対比させるためには、筆者が取り上げた長崎県中戸家船のほかに、なお瀬戸内家船など他の家船との比較検討によって家船文化としての共通点を抽出しての比較がなされていないといううらみが残るし、糸満について試みたライフ・ヒストリーを探る手法を家船についても試み、その比較に基づく両文化の性格比較論ものぞまれるが、これらの点については筆者の今後の研究による補完を期待したい。いずれにせよ学界に対する本論文の大きな寄与を損うものではない。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。